

役員費用弁償規程

社会福祉法人 鐘の鳴る丘愛誠会
役員費用弁償規程

(適用の基本)

第1条 役員費用弁償については、この規程により支弁する。

(適用の範囲)

第2条 この規程を適用する場合の役員とは、次の者をいう。

- 一 諸会議及び理事会、監事会に出席する理事、監事
- 二 諸会議及び評議員会に出席する評議員

(支弁額)

第3条 この規程により支弁する額は、次のとおりとする。

弁償の区分		弁償額		備考
		日当	鉄道運賃等	
理事 監事	・県内外の出張 ・理事会監事会	5,000円	本会の旅費規程 による所定額	
評議員	・評議員会 ・県内外の出張	5,000円	本会の旅費規程 による所定額	

- 付 則
- 1 この規程は、平成元年 4月 1日から施行する。
 - 2 一部改定 平成16年 5月29日
 - 一部改定 平成22年 3月21日
 - 一部改定 平成29年 6月24日